

一戸建住宅での火災警報器の設置・交換状況調査

令和4年3月
南池袋二三四町会

令和4年1月23日に、町会の近隣で起こった火災では死亡者も出て、火災予防の注意喚起が消防署から繰り返されています。火災の早期発見には住宅用火災警報器(交換目安10年)の設置が有効といわれています。

火災警報器の設置は、平成22年4月1日から、一戸建て住宅でも義務付けられています。しかし、天井に設置された火災警報器の交換および手配は高齢者だけの家庭では難しいことも多いと考えられます。そこで、南池袋二三四町会では、どのような支援ができるかを考えるために、火災警報器の設置(または交換)の状況調査をすることとしました。

アパート・マンションにお住まいの方は管理者が火災警報器の設置・点検をしていますので、この調査の対象外です。

※町会としての支援としては、例えば、①会員により安価に設置(交換)作業をする、②設置・交換の希望を取りまとめることで業者から下記より若干安価な割引価格を得る等を考えています。集計結果により、何ができるかを検討する予定です。

※火事は地域で考える課題ですので、町会員でない人にも支援を検討する予定です。

住宅用火災警報器

**住宅用火災警報器は火災を早期に発見し、
あなたと家族の大切な命を守るものです。**

- 設置場所は 全ての居室・台所・階段です
- 性能維持のため、ほこりなどを掃除しましょう
- ボタンを押すか、ひもを引いて **定期的な点検** をしましょう
- 設置年月や製造年、取扱説明書等により **本体の交換時期** を確認しましょう

住宅用火災警報器 (例)

「ピッ...ピッ...」
といった短い音声が
鳴った際は、**電池切れ**
や**故障**の可能性があり
ます。

**もしもの火災に備えて
備えよう！住宅用防災機器**

(参考)

豊島区防災用品斡旋チラシより:各自でお申込みいただけます。

注:平成22年4月1日から、全ての住宅に
住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

0030 薄型火災警報器(煙式・音声式)
0031 薄型火災警報器(熱式・音声式)



煙(熱)を感知して「声」でお知らせ。
電池式のため配線工事が不要です。
外形寸法:外形100mm×26mm
質量:約110g(ベース、電池含む)
使用温度範囲:0℃～40℃
電池寿命:約10年
あっせん価格 3,300円

写真は煙式です。

聴覚障害者向け火災警報器(煙式)
「シルタンちゃん」電池寿命 10年



- ・専用の受信器(別売)をご使用いただければ、振動/光/大音量で火災の発生をお知らせします。
- ・腕時計型受信器「シルウォッチ」(別売)に振動/光/文字で火災の発生をお知らせします。

NSマークは日本消防検定協会鑑定合格品の証です。
詳しいお問い合わせは、「豊島区防災危機管理課」まで。

取付代行サービス

「購入したいけれど取付が心配」というお客様にかわって専任の担当がお取付いたします。
取付代行手数料:2箇所まで3,300円(税込) 以降1箇所につき1,650円(税込)
取付代行サービス該当商品:火災警報器、家具・家電転倒防止器具
ガラス飛散防止フィルムの取付代行をご希望される方は別途お見積もりいたします。
注:取付代行サービスのお申込は豊島区在住の方に限らせていただきます。

防災用品のお申込方法

ご注文書にご記入の上、郵送又はFAXにてお申込み下さい。
郵送の場合:あっせん申込書にご記入の上、63円切手を貼りお送りください。
FAXの場合:あっせん申込書にご記入の上、両面(住所欄・お申込書)をお送りください。

この調査の問合せ先:町会 防災部長